

住宅環境がもたらす快適・健康価値協議会 会則

令和7年9月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本協議会は、高断熱住宅の普及に向けた施策や取組みを、室内環境が人に与える影響を産学が連携し明らかにすることを通じて推進し、各員各社が研鑽と持続的発展をしながら良質な住宅の普及に貢献する事を目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、住宅環境がもたらす快適・健康価値協議会と称する。

(事務所)

第3条 本協議会の事務所は、東京都千代田区神田神保町1丁目105番地 旭化成建材(株)に置く。

第2章 会員

(会員)

第4条 本協議会は、第1条に定める目的に賛同する工務店、ホームビルダー及び販売店、商社等をもって会員とする。

会員の区分については、以下のように定める。

- (1) 一般会員 住宅に関する技術、測定結果を公開する意思のある工務店、ホームビルダー
- (2) 賛助会員 研究に関して、データ提供を行う工務店、また販売店、商社、メーカー
- (3) 特別会員 旭化成建材(株)、(株)日本住宅保証検査機構、住宅建設業経営研究所(株)

(顧問)

第5条 本協議会は当会の目的、活動趣旨に賛同し、支援して頂ける学識者、有識者、研究者、行政、NPO法人等を、役員の協議の上顧問として委嘱することが出来、顧問は会長の諮問に応じ助言する。但し、本会に対する議決権を有しない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 本協議会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、第9条に定める役員及び機関において認められなければならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 本人より退会届が会長に提出された場合
 - (2) 会員が廃業、又は倒産したときは、その資格を喪失する。
- 2 長期に渡る会費の不払いなど会員としての著しい違反等があった場合には、第9条に定める役員及び機関における協議を経て資格を停止するものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本協議会に、次の役員及び機関を置く。役員は総数で8名以下とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 相談役、総務その他運営委員 若干名
- (4) 会計
- (5) 事務局

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 会長副会長、相談役、会計及び事務局長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の際は、その職務を代行する。

3 会計は、会全体の会計事務にあたる。

4 事務局は、会全体の事務にあたり、旭化成建材(株)がこれを行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

(総会の開催)

第13条 総会は、原則として年一回開催することとし、会長がこれを招集する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(総会の定足数)

第14条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第17条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第18条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議長)

第19条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第20条 役員会には、第14条、第15条を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 会計

(会費の運用)

第21条 会費の徴収、保管、支出の実施要領は、以下の通りとする。

(1) 会計は、毎年5月及び新規入会会員は入会の翌月に各会員の年会費を当会より請求する。

(2) 本協議会会計より、総会及び研修会等の開催費として支出する額の基準は、会計より当該年度の予算案を提示し、当該年度の総会においてこれを決定する。

(資金の構成)

第22条 本協議会の資金は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第23条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 附則

第24条 本協議会の会員に係わる慶弔事に関しては、役員にて協議し、その意を表す。

第25条 本協議会則の変更は、総会で議決しなければならない。

第26条 本協議会則は、令和7年9月1日の設立総会より施行する。

第27条 本会の設立初年度の会計年度は第23条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年3月31日までとする。

(別紙) 住宅環境がもたらす快適・健康価値協議会 細則

1. 年会費 一般会員 1社につき×10万円
賛助会員 1社につき×10万円
特別会員 1社につき×100万円